

「しんきんカードローン」

(令和4年4月1日現在)

資金使途	<ul style="list-style-type: none">・自由です。・事業性資金・旧債務返済資金は除きます。
融資対象者	<ul style="list-style-type: none">・当金庫の営業区域内に居住、又は住所を有する事業所に勤務している方・保証会社（しんきん保証基金）の保証を得られる方・申込時年齢が満20歳以上65歳未満で他の信用金庫でしんきん保証基金の保証を受けてない個人の方
融資金額 (貸越極度額)	<ul style="list-style-type: none">・貸越極度額は10万円から100万円まで10万円単位の10種類
融資単位	<ul style="list-style-type: none">・1,000円以上で1,000円単位です。
契約期間	<ul style="list-style-type: none">・3年ごとの自動更新です。 契約期間は契約期間終了の日から更に3年の延長を可能とします。(ただし、更新時年齢が63歳から66歳未満の方については最終更新となり3年後の応当月の10日で契約終了となります。)
融資利率	<ul style="list-style-type: none">・金庫所定
融資方法	<ul style="list-style-type: none">・契約期間中における貸越極度額の範囲内においていつでもご利用いただけるリボルビング（回転信用）方式とします。・融資（当座貸越）の実行は当金庫が契約後お渡しするローン専用カードを使用しATM（現金自動預入支払機）もしくは店頭窓口でもご利用頂けます。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">・定額返済（毎月10日払い）希望により随時返済も可能です。 10万円から40万円については……毎月5,000円 50万円については……………毎月10,000円 60万円から100万円については…毎月20,000円
担保・連帯保証人	<ul style="list-style-type: none">・不要です。保証会社（しんきん保証基金）の保証を付けさせていただきます。
保証料	<ul style="list-style-type: none">・しんきん保証基金所定
手数料等	<ul style="list-style-type: none">・カード発行の際には、印紙代として200円必要です。カード再発行の場合には、再発行手数料として1,000円（消費税別）がかかります。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ご本人である事を証明する資料（原則、運転免許証・運転経歴証明書・取得していない場合は、健康保険証または住民基本台帳カード等）が必要になります。・年収確認書類が必要となります。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（9時～17時、電話：0226-22-6831）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
---------------------------	---

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉